

社会福祉法人 珠明会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人珠明会（以下「当法人」という）定款第八条および第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 3 条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第 1 に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第 4 条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

2 当法人職員を兼務し、嘱託職員給与を支給している役員の報酬については、別表第 1 に定める額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第 6 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 7 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 9 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円
嘱託職員給与を支給している役員の理事会等 会議への出席	5,000円

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

役員等報酬規程

社会福祉法人 珠明会